
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 12 月 12 日
-No.167- 事務局：山口県消費生活センター

■リボ払いだったの？クレジットカードの利用明細は必ず確認！ ■■■■■■

リボ払いは月々の支払いを一定額に抑えられる分、支払期間が長期化し、手数料がかさむことがあり、気軽に利用を重ねると多重債務の一因になる恐れがあります。

- ★カードの新規申込や設定変更をする場合は、細かな表示までよく見るようにしましょう。
- ★手持ちのお金がないからと気軽にリボ払いを利用しないこと。利用する場合は、リボ払いの仕組みをきちんと把握しておくようにしましょう。
- ★支払う余裕のあるときには、支払金額の増額や一括で支払うことを検討しましょう。
- ★所有するカードの支払方法・利用明細は必ず確認しましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen268.html

■店舗・商業施設で買い物中の転倒事故に注意しましょう

～師走・クリスマス・お正月の買い物は注意して！～ ■■■■■■

これからの季節、クリスマスや年末年始に備えて買い物をする頻度が高くなりますが、消費者庁には、店舗・商業施設で買い物中に滑る、つまづく等によって起きた転倒事故の情報が寄せられています。

転倒を予防するためには、住まいや施設などの構造・防止対策などに気を配るだけでなく、「転びやすい危険な場所や状況を知ること」、「転ばない健康な体づくり」が非常に大切です。「何が危険か」を知り、普段の生活の中で転ばないように注意をする、日頃からしっかり意識して体を動かすようにしましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁注意喚起情報（店舗・商業施設で買い物中の転倒事故に注意）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/new_2016.html

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞 「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』
消費者問題 みんなの問題」
山口県立誓高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ○=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>